

VI 水田フル活用と米政策の見直し

1 水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

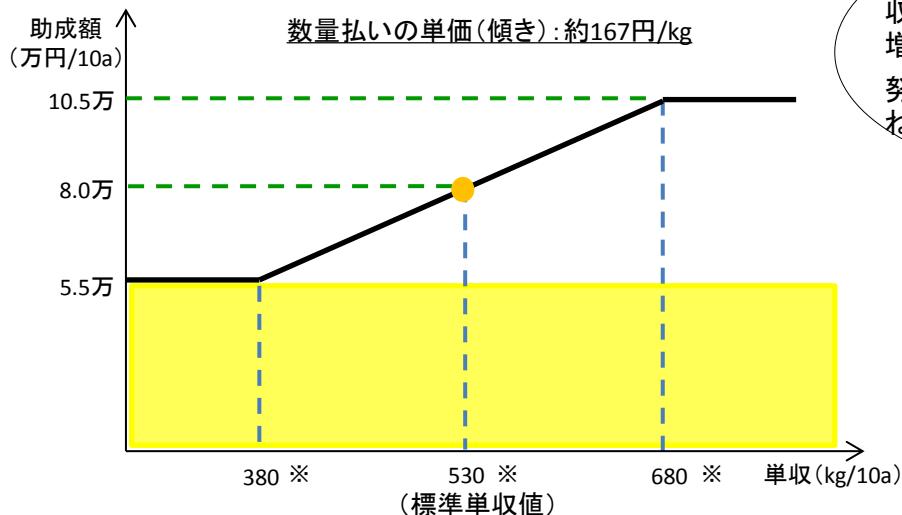
(1) 支援内容

① 戰略作物助成

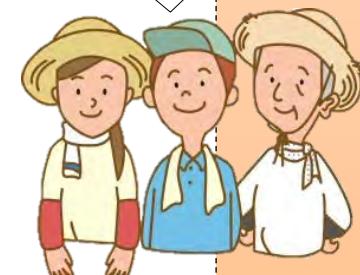
飼料用米と米粉用米への支援の仕組みが変わるんだね！

対象作物	交付単価	
麦、大豆、飼料作物	35,000円／10a	
WCS用稻	80,000円／10a	
加工用米	20,000円／10a	
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000円～105,000円／10a	

<飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ>



収量が上がるほど助成額が増えるのかあ・・・
努力が報われる仕組みだね！



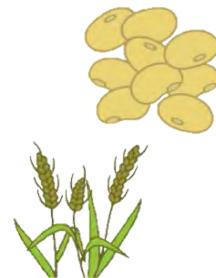
- 数量払いによる助成については、農産物検査機関による数量の確認を受けていますことを条件とします。
- ※は全国平均の平年单収(標準单収値)に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定めている单収(配分单収)を適用します。

② 二毛作助成

- 水田における主食用米と戦略作物助成の対象作物、又は戦略作物助成の対象作物同士の組み合わせによる二毛作を支援します。

15,000円／10a

作付パターン(例)	交付金額(10a当たり)
主食用米 + 麦	(米の直接支払) + <u>1.5万円</u>
麦 + 大豆	3.5万円 + <u>1.5万円</u>
飼料用米 + 麦	5.5～10.5万円 + <u>1.5万円</u>
米粉用米 + 飼料用米	5.5～10.5万円 + <u>1.5万円</u>



③ 耕畜連携助成

- 耕畜連携の取組(飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環)を支援します。

13,000円／10a

④ 産地交付金

- 地域で作成する「水田フル活用ビジョン」に基づく、①水田における麦、大豆等の生産性向上等の取組、②地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援します。
- 国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が助成内容(交付対象作物・取組・単価等)を設定できます。
- また、地域の取組に応じた追加配分(下表参照)を行います。

対象作物	取組内容	追加交付単価
飼料用米 米粉用米	多収性専用品種への取組	12,000円/10a
加工用米	複数年契約(3年間)の取組	12,000円/10a
備蓄米	平成26年産政府備蓄米の買入入札における落札 ※ 平成23年度に県別優先枠として配分した6万トンについては対象外。	7,500円/10a
そば なたね	作付の取組	20,000円/10a(基幹作) 15,000円/10a(二毛作)

(2) 水田フル活用ビジョン

- 「水田フル活用ビジョン」は、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するための地域の作物振興の設計図となるものです。
 - 産地交付金による支援は、「水田フル活用ビジョン」に基づく取組に対して行われることになります。
- ※ 26年度から「水田フル活用ビジョン」の作成が、産地交付金による支援の要件となります。

<水田フル活用ビジョンの内容>

○ 取組方針

- ・ 作付の現状、地域が抱える課題
- ・ 作物ごとの生産の取組方針(非主食用米の作付面積の目標、生産拡大に向けて導入する新しい技術、販売先との連携、活用施策など)
- ・ 作物ごとの作付予定面積
- ・ 3年後の目標(作付面積、生産量等)

○ 産地交付金の活用方針、活用方法の明細等

- ・ 支援対象となる品目、具体的な使途(取組内容)
- ・ 支援単価 等

都道府県段階及び地域段階の協議会での検討を経て作成の上、5月31日までに
都道府県から国に提出

大豆の生産拡大のために
ブロックローテーションの
取組を継続して支援しよ
う！

魅力ある産地づくりに向けて、
地域のみんなで目標を決めて
取り組んでいきましょう！！

地元の◇◇酒造と3年間の
加工用米販売契約を結んで、
安定した生産を続けたいなあ！

排水対策にも
取り組まなくちゃね！

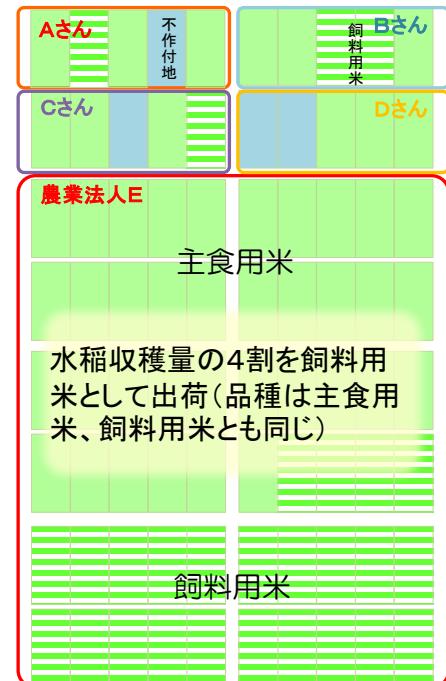
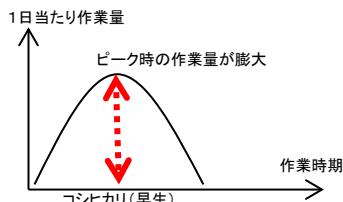
産地交付金を有効に使って、
野菜の産地化も進めていこう
よ！



(3) 飼料用米の取組を通じた産地づくりのイメージ

〈従来〉

- ◆ それぞれの生産者がそれぞれの経営判断に基づき作付けしている中で、不作付地も発生。
- ◆ これまで地域の農地を引き受けてきた農業法人Eも、ピーク時の作業量の関係上、これ以上の農地の引受けが困難な状態。

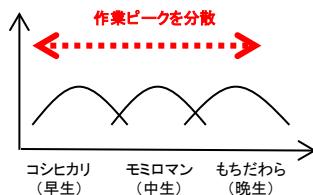


交付金の充実を契機に、
多収性専用品種の導入や、
作付ピークの分散、不作付地の
解消等に取り組もう！

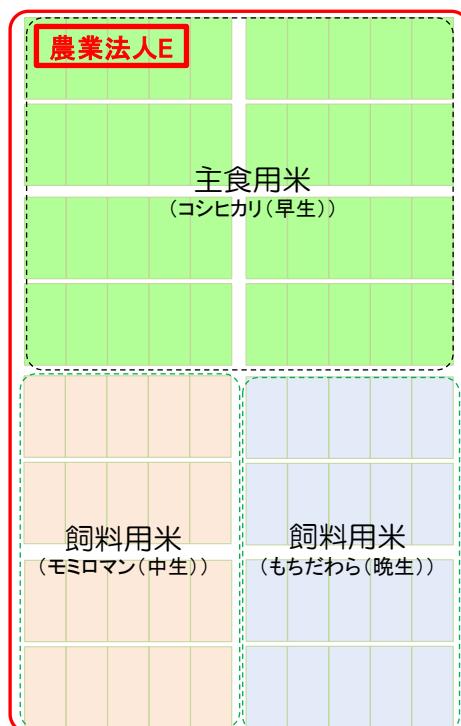


〈今後〉

- ◆ 主食用米と作期の異なる飼料用米(多収性専用品種)を作付けることにより作業のピークを分散。



- ◆ 周辺農地の引受けによる規模拡大、多収性専用品種や低コスト技術の導入、機械の効率的利用等により、不作付地を解消しつつ、生産コストも大幅に削減。



- ◆ 大手養豚業者が飼料用米を給餌した豚は、“脂身が白くおいしい”と評判のブランド豚肉として販売され、地域の農業産出額はさらに増加。

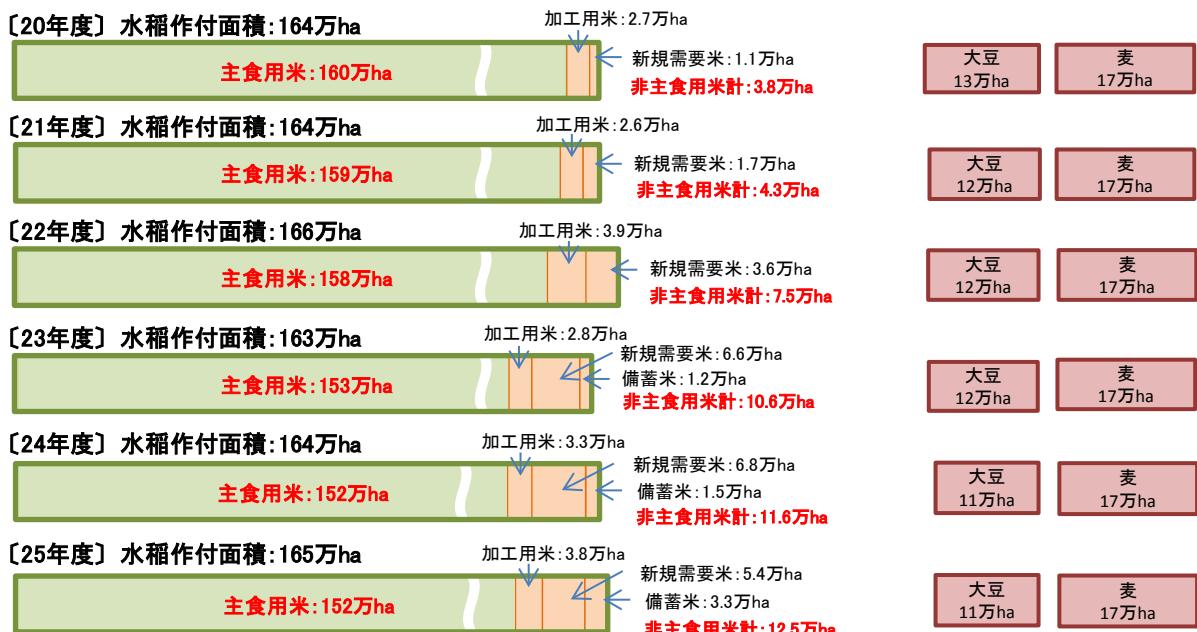


生産者や集荷業者・団体が、需要に応じて、どのような米をいくら生産・販売するかなどを自ら決められるようにすることで、経営の自由度の拡大を目指します。

(1) 行政による生産数量目標の配分の見直し

- 需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充実、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を進めます。
- こうした中で、定着状況をみながら、5年後(平成30年産から)を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組みます。

■ 近年における水稻の作付状況



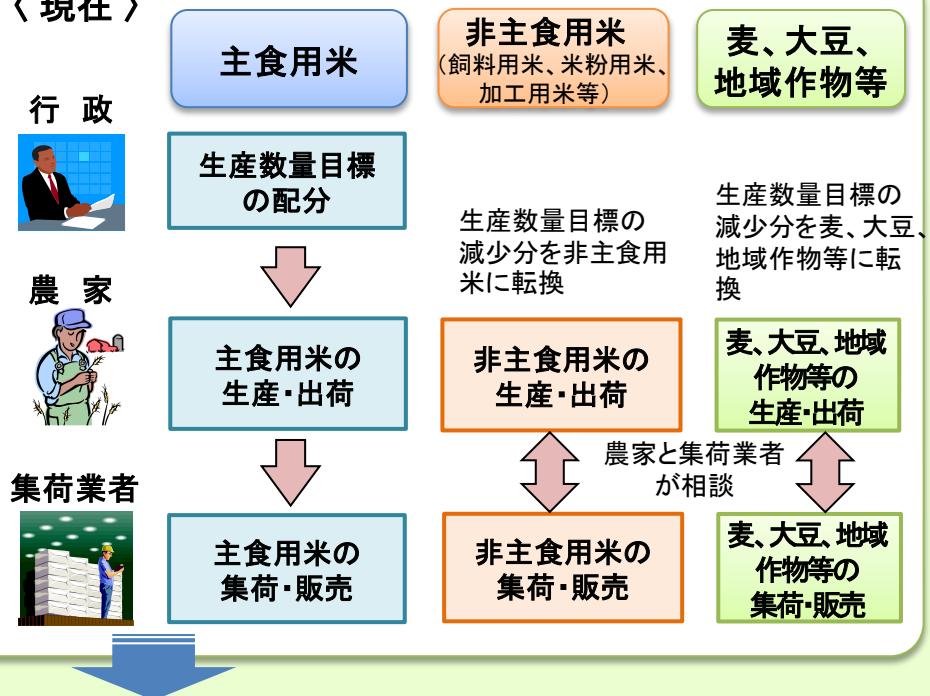
※ 平成20年以降、主食用米の需要減少分は、飼料用米等の非主食用米の拡大で対応されています。こうした取組を進めることで、水田のフル活用と生産者等の主体的経営判断により需要に応じた米生産を進めていくことが必要です。

(2) 生産のイメージ（5年後（平成30年産から）を目指す）

〈現在〉

- 行政ルートにより、生産数量目標を個々の農家に提供しているが、現場に近づくほど一律的な配分とならざるを得ないため、生産数量目標と実際の販売実績・販売力とのギャップが発生。

- また、主食用米に比べ、飼料用米等の作付へのインセンティブが不十分なことから、飼料用米等への作付転換に抵抗感。

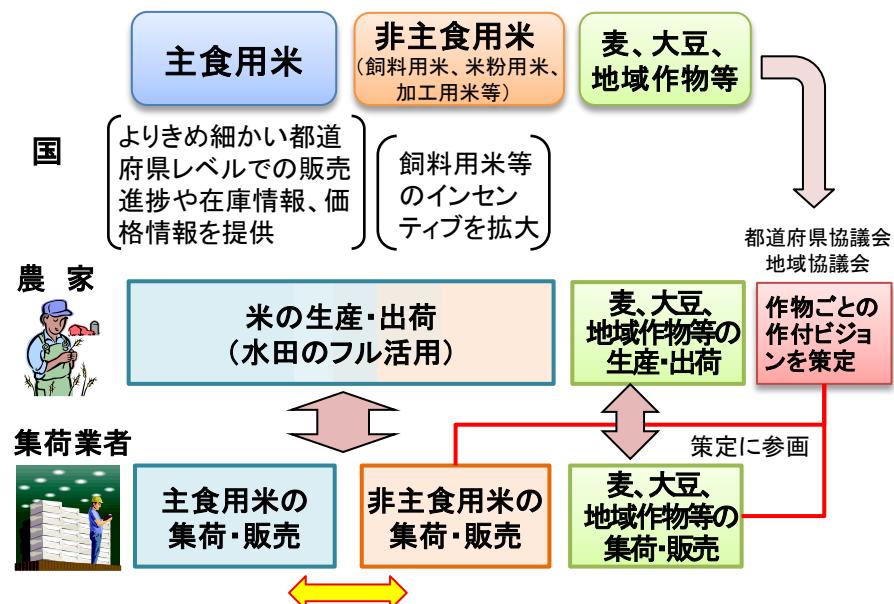


〈見直し後の生産のイメージ(5年後(平成30年産から)を目指す)〉

- 国は、
 - ① 全国ベースの需給見通しの情報発信に加え、産地別にきめ細かく需要実績や販売進捗・在庫などの情報を提供。
 - ② 併せて、飼料用米等の作付についてのインセンティブを拡大。
- 都道府県・地域段階の協議会では、作物ごとの作付ビジョン（「水田フル活用ビジョン」）を策定し、適宜、非主食用米や麦、大豆、地域作物等の作付を誘導。

- 生産者や集荷業者は、これらを踏まえて、経営判断や販売戦略に基づきどのような作物をどれだけ生産・販売するかを決定。

- 消費者ニーズに応じた麦、大豆、地域作物等の魅力ある産地づくりを推進。



・年末から春先にかけて、
 ① 主食用米の需給見通しや自都道府県産の在庫量等
 ② 非主食用米の需要（ビジョン）
 ③ 麦、大豆、地域作物等の需要（ビジョン）
 等を踏まえて、主食用米と非主食用米のどちらにどれだけ振り向けるのか、また、麦、大豆、地域作物等をどれくらい作付けるのか、生産者と集荷業者が相談。自ら販売している生産者は主体的な経営判断に基づいて決定。

→こうした仕組みにより、水田のフル活用を行いつつ、需要に応じた主食用米の生産を円滑に行うことが可能となります。

環境整備の一環として、需要に応じた生産を実現するためのよりきめ細かい情報提供を実施します。〈生産のイメージ（5年後（平成30年産から）を目指す）〉

現在、国が行っている情報提供

【全国段階の情報】

- 全国の需要量の推移（年1回）
- 全国の需給見通し（年1回）
- 価格動向の推移（毎月）
- 全国の在庫量の推移（毎月）

現在の情報提供に加え、国は生産者・集荷業者等が翌年生産量を決めるための、よりきめ細かい情報を提供

追加（26年春頃から開始）

【都道府県段階の情報】

- 都道府県産米別の契約・販売状況（毎月）
- 都道府県産米別の在庫量の推移（毎月）
- よりきめ細かい価格情報（毎月）

今年は米の売れ行きが少し落ちていて、在庫が△%くらい多いんだね。

ということは、全国的には今年、前年に比べて〇%の作付がちょうどいいということだね。

他県に比べて自分の県のコシヒカリの売れ行きは好調だ。

複数年契約の安定的な取引があるから、このくらいの生産が必要だ。

（生産者、集荷団体）

全国で前年比〇%の需要となっていることや、安定的な需要があるから、自分のところは、これくらい作付（前年比□%）しよう！

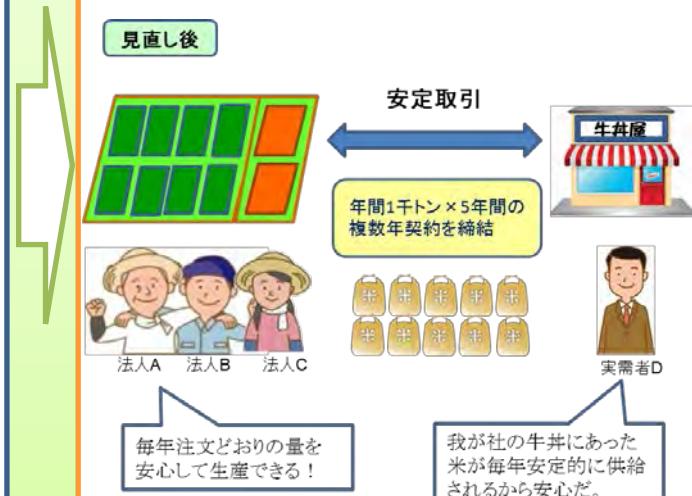


環境整備の一環として、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引を一層推進します。〈生産のイメージ（5年後（平成30年産から）を目指す）〉

- ◆ 大規模生産法人A、B、Cと実需者D（丼物チェーン）が丼ものに向けた大粒品種（アケボノ）で複数年契約（1千トン／年×5年間）を締結し、取り組み開始。
- ◆ 全国の需要動向を反映して、生産数量目標が毎年減少せざるを得ないため、数年後には、生産数量目標を守りつつ契約数量を確保することが困難に。

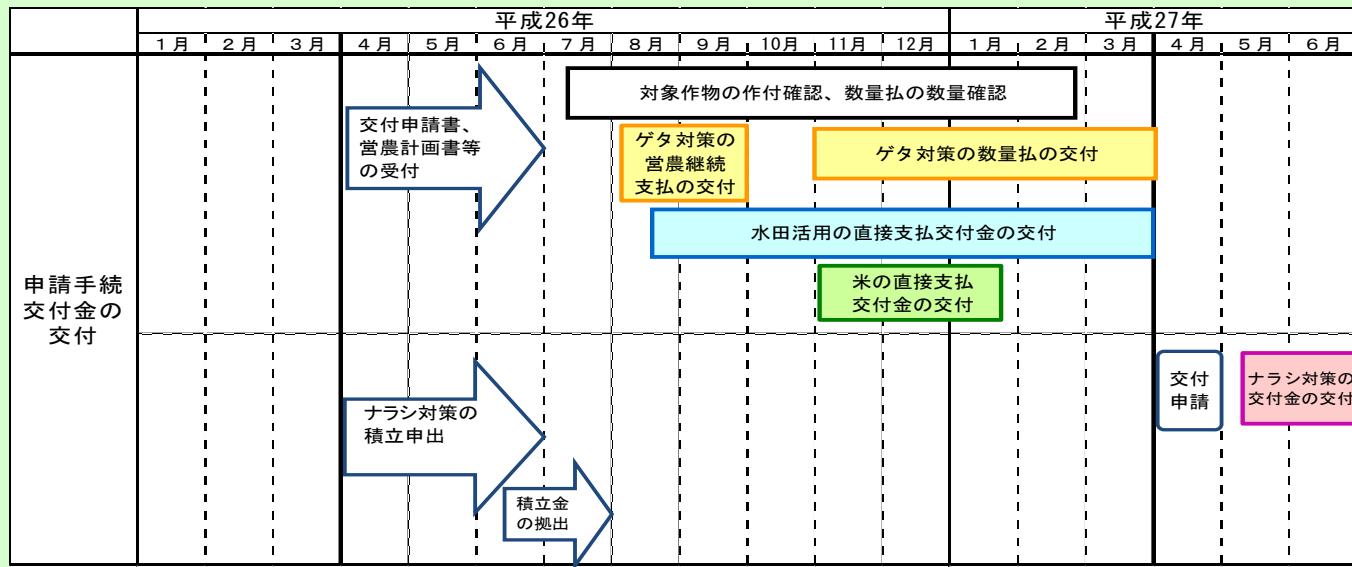


- ◆ 農業者自らの経営判断、販売戦略に基づき、需要に応じた生産を行うことが可能となり、複数年契約による安定的な取引が促進され、生産者・実需者ともに利益。



VII 経営所得安定対策関連の交付金の交付スケジュール

(1) 交付金に関するスケジュール（予定）



(2) 交付申請書・當農計画書等の提出

農業者の方は、交付申請書及び當農計画書を作成し、生産年の6月30日までに、地域センター又は地域農業再生協議会に提出してください。

米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）に加入される方は、同時期までに加入申請（積立申出）を行った上で、7月31日までに積立金を拠出することになります。

(3) 交付金の交付時期（予定）

- ① 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）
 - ア 営農継続支払 : 生産年 8月～9月頃
 - イ 数量払 うち 麦、そば、なたね : 生産年 11月～12月頃
 - うち 大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ : 生産年翌年 1月～3月頃
- ② 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策） : 生産年翌年 5月～6月頃
- ③ 水田活用の直接支払交付金 : 生産年 8月～3月頃
- ④ 米の直接支払交付金（29年産まで） : 生産年 11月～1月頃
- ⑤ 米価変動補填交付金（25年産まで） : 生産年翌年 5月～6月頃
- ⑥ 再生利用交付金（26年度限り） : 生産年 10月～3月頃